

問 12 下請代金の適正な支払いとは

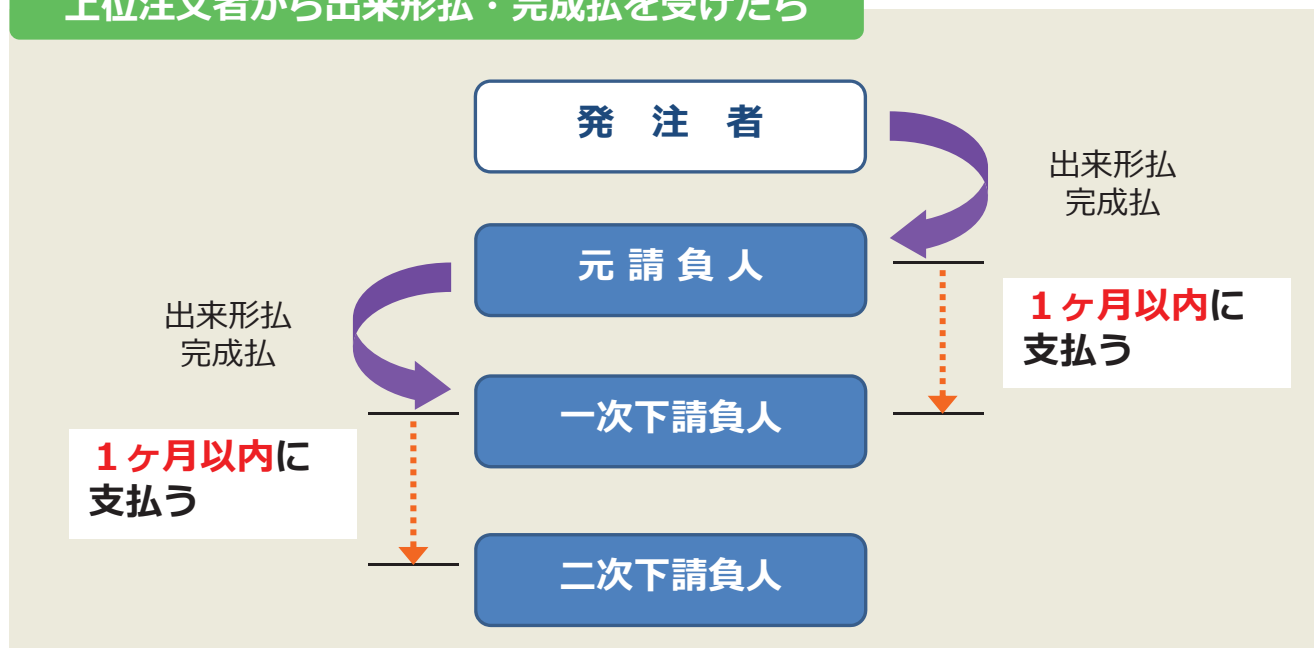
下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定性が損なわれるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の支払いに関する規定を設けています。

ポイント1

注文者から請負代金の出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を**1ヶ月以内で、かつできる限り短い期間内**に支払わなければなりません。
(建設業法 第24条の3第1項参照)

上位注文者から出来形払・完成払を受けたら



ポイント2

下請代金のうち**労務費に相当する部分については、現金で支払う**よう適切な配慮をしなければなりません。(建設業法 第24条の3第2項参照)

手形で支払う場合においても、手形期間は**120日以内**で、できるだけ短い期間としましょう。

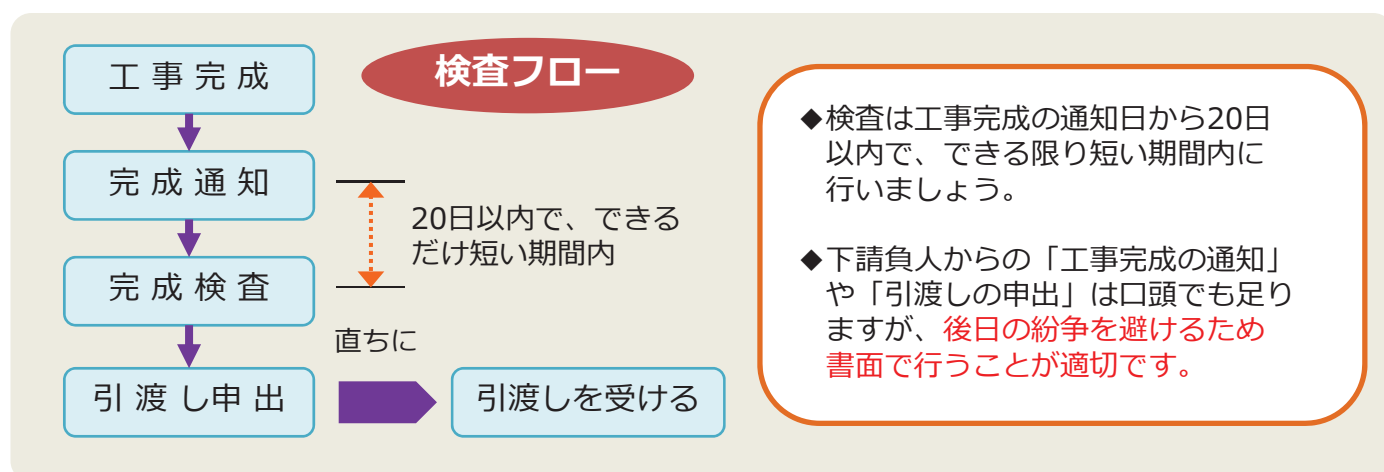
ポイント3

元請負人は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。（建設業法 第24条の3第3項参照）

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金の前払金として支払われることがあります。このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によって行われることも多いので、元請負人が前払金の支払いを受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

ポイント4

下請工事の完成を確認するための検査は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、完成検査後に下請負人が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、**直ちに**引渡しを受けなければなりません。（建設業法 第24条の4参照）



ポイント5

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの工事の目的物の引渡し申出日から起算して**50日以内**に下請代金を支払わなければなりません。（建設業法 第24条の6参照）

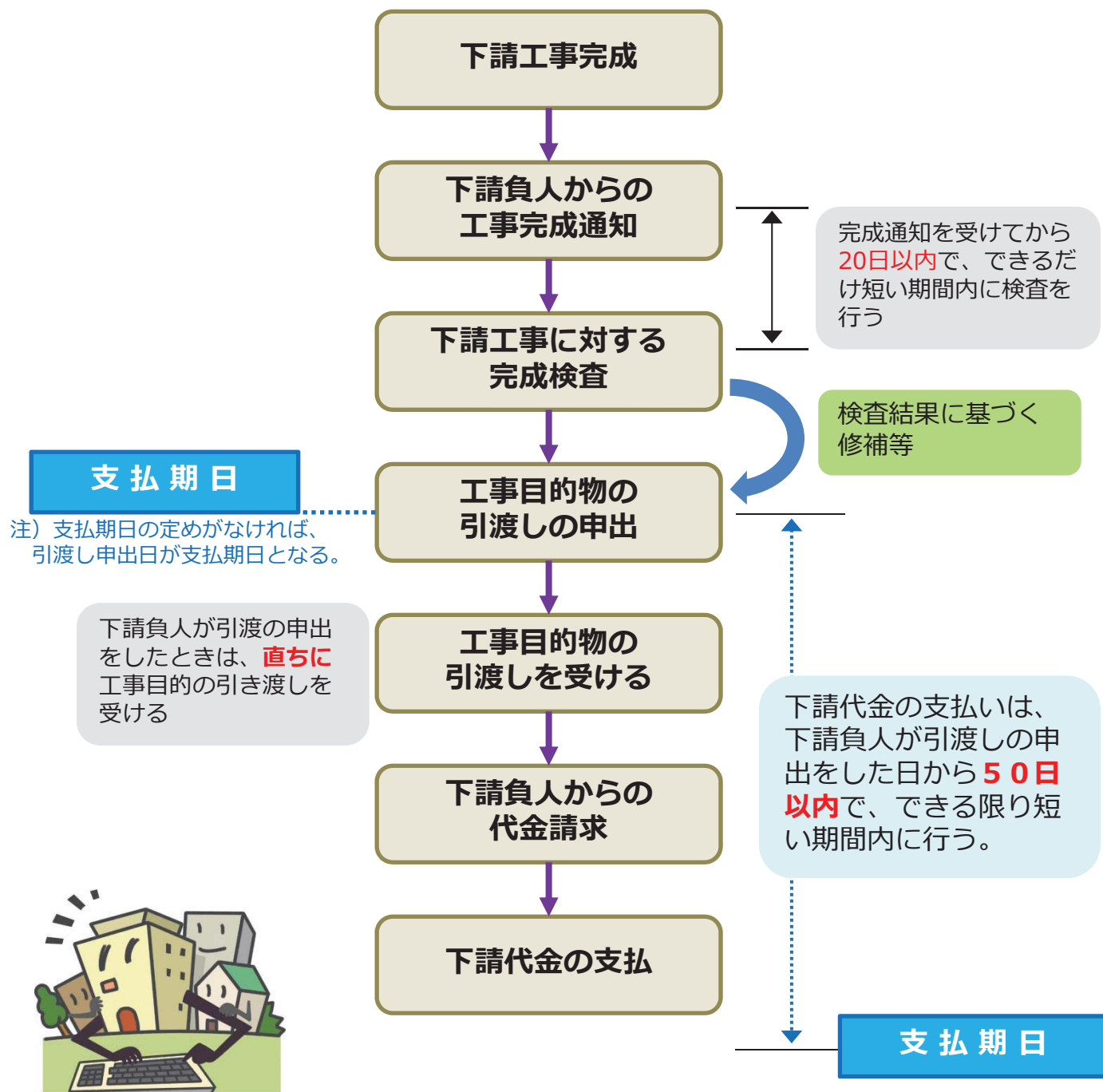
特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の検査後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要です！

下請代金の支払に際して、安全衛生費や建設廃棄物の処理費用を下請代金から差し引く場合には、その内容を見積条件や契約書面に明示するようにしましょう。

検査・引渡・下請代金の支払フロー＜特定建設業者＞

特定建設業者が、資本金4,000万円未満の一般建設業者に請け負わせた場合の、検査・引渡・下請代金の支払期日等は次のとおりです。



特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】の両方の義務を負うので、出来形払いや完成払いを受けた日から**1ヶ月以内**か、引渡しの申出から**50日以内**の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）の**いずれか早い方で支払わなければならない**。